

京都市消防局訓令乙第11号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表第2靴の項中 「

活	動	靴			
---	---	---	--	--	--

 を

「

活	動	靴			△
---	---	---	--	--	---

 に改める。」

別表第3衣服等の項中

「

救	急	衣							○
---	---	---	--	--	--	--	--	--	---

 を削り、同表

備考5中「救急衣,」を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)